

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員給与規程

平成22年10月1日

規程第13号

改正 平成22年11月26日 規程第26号
改正 平成23年3月28日 規程第3号
改正 平成23年11月28日 規程第8号
改正 平成24年3月29日 規程第10号
改正 平成25年3月28日
改正 平成26年4月1日
改正 平成26年10月1日
改正 平成27年1月29日
改正 平成27年3月26日
改正 平成27年8月1日
改正 平成28年2月1日
改正 平成28年3月17日
改正 平成29年3月29日
改正 平成29年5月17日
改正 平成29年9月27日
改正 平成30年3月23日

目次

第1章 総則(第1条－第7条)
第2章 給料(第8条－第16条)
第3章 手当(第17条－第30条)
第4章 雑則(第31条－第36条)
附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員就業規則(以下「就業規則」という。)に基づき、職員(非常勤職員及び再雇用職員を除く。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料又は年俸及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、給料月額とする。

3 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

4 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直等手当、専門看護手当、診療特別手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(勤務1時間あたりの給与額の算出)

第3条 勤務1時間あたりの給与額は、給料の月額又は月例年俸の額の12分の1の額(以下「月例給」という。)に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、休日等、職務専念義務を免除された場合(給与を減額する旨定められている場合を除く。)その他勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定によって給与を減額すべきときは、その事由の生じた月の翌月の支給日から減ずる。

3 前項の場合において減額すべき額が翌月分の支給額を超えるときは、その超えた額の分は、直ちにこれを返納させる。退職によって翌月分として支給すべき給与がないときにおいても同様とする。

(端数計算)

第5条 給与を減額する場合の勤務1時間あたりの給与額及び勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 給料又は月例給を減額する場合の基礎となる時間数並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の月額の支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの時間数(支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとにそれぞれ集計した時間数)の合計によるものとし、この場合においてその端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときはこれを切捨てる。

(控除)

第6条 法律又は他の規程に別段の定めがある場合及び次の各号に掲げるものについては、その相当額を職員の給与から控除することができる。

- (1) 借入返済金
- (2) 団体保険料
- (3) 親睦団体会費
- (4) その他特に理事長が認めたもの

(給与の支払)

第7条 給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基

準法(昭和22年法律第49号)第24条の規定に基づき職員代表と締結した労使協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 前項の給与は、労使協定に基づき、原則として職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによつて行うものとする。

第2章 給料及び年俸

(給料表)

第8条 給料表の種類は別表第1のとおりとする。

- 2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第15条に規定する年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員(以下「給料表適用職員」という。)に適用する。
- 3 給料表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表の職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び級別区分は、別表第2に定めるとおりとする。

(再任用職員の給料月額)

第8条の2 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員就業規則第21条の規定により採用された職員(以下「再雇用職員」という。)の給料月額は、給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(初任給)

第9条 新たに給料表適用職員になった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、別表第2の定めるところにより決定する。

- 2 新たに給料表適用職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第3に定める初任給基準表に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格した場合に第10条又は第11条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄もしくは試験用にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等(学歴免許等の資格については、別表第4に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。)の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低号給とする。
- 3 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許の区分に応じて適用する。
- 4 新たに給料表適用職員となった者のうち、職員として同種の職務に在職した年数又は同種の職務に在職した年数以外の経験年数を別表第5に定める経験年数換算表に定めるところにより経験年数を換算し、第2項に規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に3(新たに給料表適

用職員となった者の職務の級が7級以上であるときは、2)を乗じて得た号数とする号給とすることができる。

5 職員が、一の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が決定する。

6 理事長は、新たに給料表適用職員を特殊の技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合において、その採用が著しく困難になると認められるときは、前各号の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(給料の調整額)

第9条の2 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を支給する。

2 前項の給料の調整額は、別表第6のとおりとする。

(昇格)

第10条 給料表適用職員を昇格(職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させる場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給とする。ただし、別表第1の医療職給料表(一)及び医療職給料表(二)の適用を受ける職員を4級以上の級に昇格させる場合におけるその者の号給は、理事長が別に定める。

2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(降格)

第11条 給料表適用職員を降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させた場合におけるその者の号給は降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは直近下位の号給)とする

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 理事長は、前2項の規定による職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(昇給)

第12条 給料表適用職員が現に受けている給料月額(第10条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた給料月額)を受けるに至ったときから、4月1日から3月31日までの期間(以下「昇給期間」という。)における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下、この条において「昇給区分」という。)に応じ

て、次の各号に掲げる表に定める号給上位の号給に昇給させることができる。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号給数
勤務成績が極めて良好	A A	6号給以上
勤務成績が特に良好	A	4号給
勤務成績が良好	B	3号給
勤務成績がやや良好でない	C	2号給
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

(2) 55歳を超える職員

昇給区分		昇給できる号給数
勤務成績が極めて良好	A A	4号給以上
勤務成績が特に良好	A	3号給
勤務成績が良好	B	2号給
勤務成績がやや良好でない	C	1号給
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

- 前項の昇給の時期は、4月1日とする。
- 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 前年の昇給日後に新たに給料表適用職員となった職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。
- 休職(労働組合の業務に専ら従事する場合を含む。)又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、その者の給料月額を調整することができる。
- 前項までの規定する昇給は、法人の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

(特別の場合の昇給)

第13条 勤務成績が特に良好な給料表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、3号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、その職員の給料月額がその属する職務の級又は給料表における給料の幅の最高額である場合はその限りでない。

(1) 業務上の災害により死亡した場合

(2) 業務上の災害により著しい障がいの状態になったために退職する場合

2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は退職の日とする。

(年俸表)

第14条 年俸表は、別表第8に定めるとおりとする。

2 年俸表は、医師及び歯科医師(以下「年俸表適用職員」という。)に適用する。

(年俸表適用職員の初任給)

第15条 新たに年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額(月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。)のうち、理事長の定める基準により決定した号給とする。

(年俸表適用職員の昇給)

第16条 年俸表適用職員が現に受けている基本年俸額を受けるに至ったときから、4月1日から3月31日までの期間(以下「年俸表昇給期間」という。)における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「年俸表昇給区分」という。)に応じて、次の各号に掲げる表に定める号給上位の号給に昇給させることができる。

(1) 次の各号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号給数
勤務成績が極めて良好	A A	6号給以上
勤務成績が特に良好	A	5号給
勤務成績が良好	B	4号給
勤務成績がやや良好でない	C	2号給
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

(2) 44歳以上55歳以下の職員

昇給区分		昇給できる号給数
勤務成績が極めて良好	A A	4号給以上
勤務成績が特に良好	A	3号給
勤務成績が良好	B	2号給
勤務成績がやや良好でない	C	1号給
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

(3) 56歳以上の職員

昇給区分		昇給できる号給数
勤務成績が極めて良好	A A	3号給以上
勤務成績が特に良好	A	2号給
勤務成績が良好	B	1号給
勤務成績がやや良好でない	C	昇給しない
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

2 前項の昇給の時期は、4月1日とする。

3 前年の昇給日後に新たに年俸表適用職員となった職員の昇給の号給数は、第1項の規定

にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

- 4 前項までの規定する昇給は、法人の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

(特別の場合の昇給)

第17条 勤務成績が特に良好な年俸表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず4号給上位の号給に昇給させることができる。

- (1) 業務上の災害により死亡した場合
- (2) 業務上の災害により著しい障がいの状態になったために退職する場合

- 2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は退職の日とする。

(月例年俸)

第18条 年俸表適用職員の月例年俸の額は、第14条から前条までの規定により定めた号給に応じた月例年俸額とする。

(業績年俸)

第19条 年俸表適用職員の業績年俸の額は、前条の規定により定めた号給に応じた業績年俸額とする。

- 2 業績年俸は、9月及び3月に、前項の規定による業績年俸の額の2分の1の額を支給する。

- 3 業績年俸の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料及び月例年俸の支給方法)

第20条 月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸として月例給を支給する。

- 2 新たに職員となった者には、その日から給料又は月例給を支給し、昇給、降給等により給料又は月例給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料又は月例給を支給する。

- 3 給料又は月例給の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の1日から末日までとし、当月分を当月25日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日に支給する。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認めるときは、支給日を変更することができる。

- 5 職員が離職したときは、その日まで給料又は月例給を支給する。

- 6 職員が死亡したときは、その月まで給料又は月例給を支給する。

- 7 第2項又は第5項の規定により給料又は月例給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料月額又は月例給は、日割りにより計算する。

- 8 職員が、職員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚姻、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であつても請求の日までの給料又は月例給を日割計算によりその際支給する。

第3章 手当

(扶養手当)

第21条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの(法人が加入する健康保険の保険者の被保険者の被扶養者、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者(年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者を除く。))その他理事長が認める者に限る。)をいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第28号に規定する障害者及び第29号に規定する特別障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については6,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族については1人につき3,000円とする。

- 4 扶養手当の支給の対象となる扶養親族は、5人を限度とする。

(住居手当)

第22条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者(第16条第2項に規定する扶養親族で届出がされているものに限る。以下同じ。))以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次項第2号に掲げる住宅並びに理事長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受け、当該住宅に居住している職員を除く。)に支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)に11,000円を加算した額

(通勤手当)

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「料金等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員は除く。)
 - (2) 通勤のため自転車等を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 4月1日及び10月1日以降それぞれ6箇月の期間(以下「支給対象期間」という。)の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、1月の1日から末日までの期間につき、それぞれ次に定める額とする。
 - ア 自動車を使用することを常例とする職員(ウに掲げる職員を除く。) その者の交通用具の使用距離に応じた別表第9の表に掲げる額
 - イ 原動機付自転車等を使用することを常例とする職員(ウに掲げる職員を除く。) その者の交通用具の使用距離に応じた別表第9に掲げる額
 - ウ 自動車を使用し、かつ、原動機付自転車等を使用することを常例とする職員 その者の自動車の使用距離の区分に応じた別表第9に掲げる額とその者の原動機付自転車等の使用距離の区分に応じた別表第9に掲げる額の合計額(その額が、その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第9の表に掲げる額を超える場合は、当該交通用具の使用距離の区分に応じた額とし、その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第9の表に掲げる額に満たない場合は、当該交通用具の使用距離の区分に応じた額とする。)
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通勤する者とした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の考慮をして、運賃相当額及び前号に前号に掲げる額の合計額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額。

(特殊勤務手当)

第24条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務に従事する職員に対して特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲等及び手当額は、別表第10の定めるところによる。

(時間外勤務手当)

第25条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)第6条の規定による週休日における勤務のうち、理事長が別に定めるものを除く。)の時間が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第26条 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第27条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第28条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次に掲げる額を宿日直手当として支給する。

- (1) 施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び施設内の監視を目的とする当直勤務 4,200 円
- (2) 入院患者の病状の急変又は救急の外来患者等に対処するための医師又は歯科医師の当直勤務 20,000 円
- (3) 入院患者の病状の急変又は救急の外来患者等に対処するための臨床検査技師等の当直勤務 5,900 円
(専門看護手当)

第29条 専門看護手当は、専門看護師又は認定看護師として認定されている職員に支給する。

- 2 前項の規定による専門看護手当の月額は、専門看護師については5,000円、認定看護師については3,000円とする。

(診療特別手当)

第30条 6ヶ月を超えて在職する年俸表適用職員に対し、90万円を上限として、診療特別手当を支給することができる。

- 2 診療特別手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(管理職手当)

第31条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 管理職手当を支給する職及び支給額は、別表第11に掲げるとおりとする。
- 3 職員が次の各号に掲げる場合を除き、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当を支給することができない。

(1) 第36条第1項の規定に該当する場合

(2) 業務上の負傷又は疾病により承認を得て勤務しなかった場合

- 4 管理職手当を支給する職員には、第9条の2、第25条、第26条及び第27条の規定は適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第32条 前条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の法人の運営の必要により勤務時間等規程第6条及び第8条の規定による週休日又は休日等に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項の手当の額は、別表第12に掲げる額とする。
- 3 第1項による勤務時間が6時間を超える場合は、第2項により得た額に100分の150を乗じて得た額とする。

(期末手当及び勤勉手当)

第33条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。

- 2 勤勉手当は、基準日に在職する職員に対して、その勤務成績に応じて支給する。

- 3 期末手当及び勤勉手当の額その他期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(以下「期末勤勉手当規程」という。)で定める。

(手当の支給方法)

第34条 扶養手当、住居手当、通勤手当、専門看護手当及び管理職手当は、当月分を当月に支給する。

- 2 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、当月分を翌月に支給する。
- 3 診療特別手当は、理事長の定める日に支給する。
- 4 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、前2項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。
- 5 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、第20条に規定する給料及び月例年俸の支給方法に準じて支給する。

第4章 雑則

(特定の職員についての適用除外)

第35条 第21条及び第22条の規定は、再雇用職員には適用しない。

- 2 第21条、第22条、第30条及び第34条の規定は、年俸表適用職員には適用しない。

(休職者の給与)

第36条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規則第13条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中の給与の全額(労働基準法(昭和22年法律第49号)第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第14条による休業補償給付を受ける額に相当する金額を除く額)を支給する。

- 2 職員が前項以外の心身の故障により就業規則第13条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。ただし、第33条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員については、当該基準時日に係る期末手当を支給することができる。
- 3 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第13条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料又は月例給、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第13条第1項第3号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料又は月例給、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

- 5 職員が就業規則第13条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料又は月例給、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内(業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。
- 6 就業規則第13条第1項の規定による休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項又は第4項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で基準日の属する月に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、期末勤勉手当規程で定める。
- 9 年俸表適用職員が休職にされたときの業績年俸の支給については、理事長が別に定める。
(専従休職者の給与)

第37条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(給料等の訂正)

第38条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(補則)

第39条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。

(適用除外)

2 この規程は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)に基づき、東金市、九十九里町及び千葉県から派遣された職員には、適用しない。

3 当分の間、職員(職務の級が7級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項及び附則第5項において「最低号給に

達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第5項において「給料月額減額基礎額」という。))

- (2) 管理職手当 当該特定職員の管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (3) 期末手当 それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(期末勤勉手当規程第2条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合)にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(期末勤勉手当規程第9条第4項において準用する期末勤勉手当規程第2条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る期末勤勉手当規程第9条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合)にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第4項において準用する期末勤勉手当規程第2条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る期末勤勉手当規程第9条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)
- (5) 第29条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 第29条第1項 前各号に定める額
 - イ 第29条第2項 第1号及び第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第29条第3項 第1号及び第3号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 第29条第4項 第1号及び第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第29条第5項 第1号及び第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

カ 第29条第7項 第3号に定める額に、第29条第2項に規定する職員にあつては100分の80、同条第4項に規定する職員にあつては同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

5 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第4条及び第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第8条第1項）

1 一般事務職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,200	187,800	224,600	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
	2	138,300	189,600	226,500	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
	3	139,600	191,400	228,400	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000
	4	140,700	193,200	230,100	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
	5	141,800	194,800	231,700	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400
	6	142,900	196,600	233,500	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700
	7	144,000	198,400	235,300	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900
	8	145,100	200,200	236,900	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100
	9	146,200	202,000	238,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200
	10	147,700	203,800	240,300	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300
	11	149,000	205,500	242,000	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400
	12	150,300	207,300	243,800	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600
	13	151,600	208,900	245,500	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500
	14	153,100	210,800	247,300	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400
	15	154,600	212,700	248,900	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400
	16	156,300	214,600	250,500	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400
	17	157,600	216,500	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300
	18	159,100	218,300	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100
	19	160,600	220,100	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900
	20	162,100	221,900	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700
	21	163,500	223,500	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500
	22	166,300	225,300	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000
	23	168,900	227,100	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500
	24	171,500	228,900	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000
	25	174,200	230,400	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500
	26	175,900	232,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900
	27	177,600	233,700	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300
	28	179,300	235,400	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600
	29	180,800	236,800	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,800
30	182,600	238,200	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	

31	184,400	239,600	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200
32	186,200	241,000	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000
33	187,800	242,400	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700
34	189,300	243,800	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500
35	190,800	245,200	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300
36	192,300	246,800	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100
37	193,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900
38	194,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700
39	196,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500
40	197,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300
41	198,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100
42	200,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800
43	201,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600
44	202,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400
45	204,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200
46	205,200	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000	
47	206,500	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800	
48	207,800	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600	
49	209,000	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200	
50	210,000	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000	
51	211,000	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800	
52	212,000	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600	
53	213,100	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200	
54	214,000	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000	
55	214,900	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800	
56	215,800	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600	
57	216,500	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200	
58	217,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000	
59	218,200	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800	
60	219,100	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600	
61	219,900	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200	
62	220,800	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200		
63	221,700	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900		
64	222,600	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600		
65	223,300	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900		
66	224,200	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500		

67	225,100	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200
68	226,200	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100	
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800	
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500	
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000	
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700	
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400	
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100	
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600	
86	239,700	294,800	343,200	383,900	401,300	
87	240,400	295,100	343,700	384,500	402,000	
88	241,100	295,500	344,200	385,100	402,700	
89	241,900	295,800	344,600	385,800	403,200	
90	242,400	296,200	345,100	386,400		
91	242,900	296,600	345,600	387,000		
92	243,400	297,000	346,100	387,600		
93	243,700	297,100	346,300	388,300		
94		297,500	346,800	388,900		
95		297,900	347,300	389,500		
96		298,300	347,800	390,100		
97		298,500	347,900	390,800		
98		298,900	348,400			
99		299,300	348,900			
100		299,700	349,400			
101		299,900	349,700			
102		300,300	350,100			

103		300,700	350,500					
104		301,100	350,900					
105		301,300	351,400					
106		301,600	351,800					
107		302,000	352,200					
108		302,400	352,600					
109		302,600	353,100					
110		303,000	353,500					
111		303,400	353,900					
112		303,700	354,200					
113		303,800	354,700					
114		304,200	355,100					
115		304,600	355,500					
116		305,000	355,800					
117		305,200	356,300					
118		305,500						
119		305,800						
120		306,100						
121		306,500						
122		306,800						
123		307,100						
124		307,400						
125		307,800						
再雇用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

2 医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
再雇用		円	円	円	円	円	円	円	円
職員以 外の職 員	1	142,000	180,300	215,300	243,300	279,700	328,700	375,200	442,800
	2	143,400	181,900	216,900	244,800	281,900	330,800	377,900	445,400
	3	144,800	183,500	218,500	246,300	284,100	333,000	380,600	448,000
	4	146,200	185,100	220,100	247,800	286,300	335,200	383,300	450,600
	5	147,400	186,600	221,700	249,100	288,500	337,400	385,900	453,200
	6	149,300	188,200	223,400	250,600	290,700	339,600	388,600	455,800
	7	151,000	189,800	225,100	252,000	292,900	341,800	391,300	458,400
	8	152,700	191,400	226,800	253,500	295,100	344,000	394,000	461,000
	9	154,400	193,000	228,500	254,900	297,200	346,000	396,200	463,500
	10	156,100	194,700	230,300	256,400	299,400	348,200	398,500	466,000
	11	157,800	196,400	232,100	257,700	301,600	350,400	400,700	468,600
	12	159,700	198,100	233,700	259,000	303,800	352,600	403,000	471,200
	13	161,200	199,700	235,400	260,400	306,100	354,400	405,100	473,700
	14	163,100	201,300	236,900	262,300	308,200	356,400	407,100	475,200
	15	165,200	202,900	238,400	264,200	310,300	358,400	409,200	476,600
	16	167,100	204,500	239,900	266,000	312,400	360,400	411,400	478,100
	17	169,000	206,100	241,100	267,700	314,600	362,400	413,300	479,700
	18	170,900	207,800	242,600	269,600	316,700	364,500	415,300	481,200
	19	172,800	209,400	244,000	271,500	318,800	366,500	417,400	482,700
	20	174,700	211,100	245,500	273,400	320,900	368,600	419,500	484,200
	21	176,600	212,600	246,900	275,200	323,100	370,500	421,300	485,700
	22	178,100	214,200	248,400	277,100	325,100	372,600	422,900	487,200
	23	179,600	215,800	249,700	279,000	327,100	374,700	424,500	488,700
	24	181,100	217,400	251,000	280,900	329,100	376,800	426,100	490,200
	25	182,700	219,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600	491,800
	26	184,200	220,500	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900	493,300
	27	185,700	222,000	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200	494,800
	28	187,200	223,500	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500	496,300
	29	188,800	225,000	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900	497,900
	30	190,100	226,600	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200	499,100

31	191,400	228,200	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500	500,300
32	192,700	229,800	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700	501,500
33	194,100	231,300	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900	502,800
34	195,500	232,800	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200	503,800
35	196,900	234,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500	504,800
36	198,300	235,700	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800	505,800
37	199,500	237,200	273,200	305,200	353,300	396,900	443,100	506,800
38	200,800	238,700	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900	
39	202,100	240,200	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700	
40	203,400	241,700	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500	
41	204,600	243,100	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100	
42	205,700	244,500	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900	
43	206,900	245,900	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700	
44	208,100	247,300	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500	
45	209,400	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100	
46	210,400	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900	
47	211,400	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700	
48	212,400	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500	
49	213,400	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100	
50	214,300	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900	
51	215,200	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700	
52	216,100	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500	
53	216,800	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100	
54	217,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400		
55	218,500	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100		
56	219,400	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800		
57	220,200	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400		
58	221,000	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100		
59	221,800	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800		
60	222,600	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500		
61	223,500	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800		
62	224,400	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400		
63	225,300	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100		
64	226,400	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800		
65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300		
	227,900							

66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800
69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900
71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100
73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300
75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900
76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000
86		291,900	328,500	350,300	
87		292,100	328,800	350,700	
88		292,300	329,200	351,100	
89		292,700	329,600	351,500	
90		292,900	330,000	351,900	
91		293,100	330,400	352,300	
92		293,300	330,800	352,600	
93		293,700	331,300	353,000	
94		293,900	331,600	353,400	
95		294,100	332,000	353,800	
96		294,400	332,400	354,100	
97		294,800	332,600	354,600	
98		295,100	333,000	355,000	
99		295,400	333,400	355,400	
100		295,700	333,800	355,800	

101		296,000	334,000	356,300				
102		296,300	334,400	356,700				
103		296,600	334,800	357,100				
104		296,900	335,000	357,500				
105		297,200	335,100	358,000				
106			335,500					
107			335,900					
108			336,300					
109			336,500					
110			336,900					
111			337,300					
112			337,700					
113			337,900					
再雇用職員	187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100	436,600

備考 この表は、薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師その他の職員に適用する。

3 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	182,700	231,400	256,500	285,600	332,100	378,400	424,700
	2	156,500	184,800	233,200	257,400	287,600	334,300	381,100	426,900
	3	158,100	186,900	235,000	258,500	289,600	336,500	383,800	429,100
	4	159,500	189,000	236,800	259,600	291,600	338,700	386,500	431,200
	5	160,900	191,100	238,400	260,500	293,400	340,900	388,700	433,300
	6	162,400	193,600	239,900	261,700	295,300	343,100	391,100	435,400
	7	163,900	195,900	241,400	262,800	297,200	345,300	393,500	437,600
	8	165,400	198,200	242,900	264,000	299,100	347,500	395,800	439,500
	9	166,700	200,600	244,300	265,200	301,100	349,300	397,900	441,400
	10	168,500	202,000	245,600	266,400	303,000	351,300	400,000	443,400
	11	170,100	203,400	246,900	268,000	304,900	353,300	402,200	445,400
	12	171,700	204,800	248,200	269,600	306,800	355,300	404,600	447,300
	13	173,300	206,200	249,500	271,200	308,600	357,500	406,700	449,100
	14	175,300	207,700	250,700	272,800	310,400	359,600	408,800	450,900
	15	177,300	209,200	251,900	274,400	312,200	361,700	411,000	452,700
	16	179,300	210,700	253,100	276,000	314,000	363,800	413,200	454,500
	17	181,600	212,100	253,900	277,600	315,900	365,900	415,300	456,000
	18	183,700	213,600	255,200	279,100	317,600	368,000	417,500	457,500
	19	185,800	215,100	256,400	280,600	319,300	370,100	419,700	459,000
	20	187,900	216,600	257,500	282,100	321,000	372,200	421,900	460,500
	21	190,000	218,000	258,500	283,700	322,700	374,000	423,800	461,900
	22	192,200	219,600	259,700	285,300	324,300	376,100	425,700	463,300
	23	194,400	221,300	260,900	286,900	325,900	378,200	427,600	464,600
	24	196,600	223,000	262,100	288,500	327,500	380,300	429,500	465,600
	25	198,700	224,500	263,500	288,900	329,200	382,300	431,300	466,400
	26	200,000	226,200	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000	467,200
	27	201,300	227,900	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700	468,000
	28	202,600	229,600	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300	468,700
	29	203,800	231,400	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600	469,500
	30	205,100	232,900	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200	470,300
31	206,400	234,400	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800	471,100	

32	207,700	235,900	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400	471,900
33	209,000	237,400	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100	472,700
34	210,300	238,700	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700	473,500
35	211,600	240,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300	474,300
36	212,900	241,300	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900	475,100
37	214,200	242,500	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300	475,800
38	215,600	243,700	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800	476,600
39	217,000	244,900	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300	477,400
40	218,400	246,100	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800	478,200
41	219,600	247,000	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100	
42	221,000	248,200	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000	
43	222,400	249,300	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900	
44	223,800	250,500	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800	
45	225,200	251,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800	
46	226,700	252,900	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700	
47	228,200	254,200	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600	
48	229,700	255,500	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500	
49	231,000	256,800	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500	
50	232,300	258,200	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200	
51	233,600	259,400	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000	
52	234,900	260,600	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800	
53	236,100	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700	
54	237,300	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500	
55	238,500	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300	
56	239,700	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100	
57	240,800	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000	
58	242,000	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600		
59	243,100	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500		
60	244,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400		
61	245,400	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300		
62	246,600	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200		
63	247,800	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100		
64	249,000	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000		
65	250,100	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900		
66	251,200	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700		
67	252,500	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500		

68	253,800	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800	
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400	
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000	
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500	
82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100	
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700	
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300	
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800	
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400	
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000	
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600	
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000	
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500	
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100	
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700	
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200	
94	283,600	317,800	352,300	371,200		
95	284,600	318,500	353,000	371,700		
96	285,600	319,100	353,700	372,200		
97	286,500	319,800	354,200	372,800		
98	287,300	320,200	354,700	373,300		
99	288,100	320,900	355,200	373,800		
100	289,000	321,600	355,700	374,300		
101	289,800	322,000	356,200	374,900		
102	290,600	322,600	356,700	375,400		
103	291,400	323,200	357,200	375,900		

104	292,200	323,800	357,700	376,300
105	292,900	324,200	358,000	376,900
106	293,400	324,700	358,500	377,400
107	293,900	325,200	359,000	377,900
108	294,400	325,700	359,500	378,400
109	294,600	326,100	360,000	379,000
110	295,000	326,500	360,500	379,500
111	295,200	326,900	361,000	380,000
112	295,600	327,300	361,500	380,500
113	295,900	327,700	362,000	381,100
114	296,200	328,100	362,500	381,500
115	296,600	328,500	363,000	381,900
116	296,900	328,800	363,400	382,300
117	297,200	329,100	363,800	
118	297,500	329,500	364,300	
119	297,800	329,900	364,800	
120	298,200	330,300	365,300	
121	298,500	330,500	365,700	
122	298,900	330,900	366,200	
123	299,300	331,300	366,700	
124	299,700	331,700	367,200	
125	299,900	331,900	367,600	
126	300,200	332,200		
127	300,600	332,600		
128	301,000	332,900		
129	301,200	333,000		
130	301,600	333,400		
131	302,000	333,800		
132	302,400	334,200		
133	302,600	334,500		
134	303,000	334,900		
135	303,400	335,300		
136	303,800	335,700		
137	304,000	336,000		
138	304,300	336,400		
139	304,700	336,800		

140	305,100	337,200						
141	305,300	337,500						
142	305,700	337,900						
143	306,100	338,300						
144	306,400	338,700						
145	306,500	339,000						
146	306,900	339,400						
147	307,300	339,800						
148	307,700	340,200						
149	307,900	340,500						
150	308,200	340,900						
151	308,500	341,300						
152	308,800	341,700						
153	309,200	342,000						
154	309,500							
155	309,700							
156	310,000							
157	310,400							
158	310,700							
159	311,000							
160	311,300							
161	311,700							
162	312,000							
163	312,300							
164	312,600							
165	313,000							
166	313,300							
167	313,600							
168	313,900							
169	314,300							
再雇用職員	234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200	395,400

備考 この表は、助産師、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第2（第8条第3項及び第9条第1項）

1 一般事務職給料表級別標準職務

職務の級	標準的な職務	補職
1級	定型的な業務を行う職務	主事補
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主事
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主任主事
4級	(1) 係長の職務 (2) 主査の職務	係長 主査
5級	(1) 副課長の職務 (2) 副主幹の職務	副課長 副主幹
6級	(1) 課長の職務 (2) 主幹の職務	課長 主幹
7級	(1) 事務部長の職務 (2) 参事の職務	事務部長 参事
8級	困難な業務を行う事務部長の職務	事務部長

2 医療職給料表(一)級別標準職務

職務の級	標準的な職務	補職
1級	(1) 管理栄養士の職務 (2) 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び歯科衛生士等(以下「技師」という。)の職務	管理栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士
2級	(1) 薬剤師の職務 (2) 困難な業務を行う管理栄養士及び技師の職務	薬剤師 管理栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士
3級	(1) 困難な業務を行う薬剤師の職務 (2) 主任管理栄養士又は主任技師の職務	薬剤師 主任管理栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任臨床工学技士 主任理学療法士 主任作業療法士 主任言語聴覚士 主任歯科衛生士

4 級	(1) 主任薬剤師の職務 (2) 困難な業務を行う主任管理栄養士又は主任技師の職務	主任薬剤師 主任管理栄養士 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任臨床工学技士 主任理学療法士 主任作業療法士 主任言語聴覚士 主任歯科衛生士
5 級	(1) 副薬剤部長の職務 (2) 栄養管理室長 (3) 技師長 (4) 副栄養管理室長の職務 (5) 副技師長の職務	副薬剤部長 栄養管理室長 副栄養管理室長 診療放射線技師長 副診療放射線技師長 臨床検査技師長 副臨床検査技師長 臨床工学技士長 副臨床工学技士長 理学療法士長 副理学療法士長 作業療法士長 副作業療法士長 言語聴覚士長 副言語聴覚士長 歯科衛生士長 副歯科衛生士長
6 級	(1) 薬剤部長の職務 (2) 困難な業務を行う栄養管理室長の職務 (3) 困難な業務を行う技師長の職務	薬剤部長 栄養管理室長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 臨床工学技士長 理学療法士長 作業療法士長 言語聴覚士長 歯科衛生士長
7 級	診療支援部長の職務	診療支援部長
8 級	困難な業務を行う診療支援部長の職務	診療支援部長

3 医療職給料表(二)級別標準職務

職務の級	標準的な職務	補職
1 級	准看護師の職務	准看護師
2 級	(1) 看護師、保健師又は助産師の職務 (2) 准看護師の職務	看護師 保健師 助産師 准看護師
3 級	(1) 主任看護師の職務 (2) 主任保健師の職務	主任看護師 主任保健師

	(3) 主任助産師の職務	主任助産師
4 級	副看護師長の職務	副看護師長
5 級	看護師長の職務	看護師長
6 級	(1) 副看護部長の職務 (2) 困難な業務を行う看護師長の職務	副看護部長 上席看護師長
7 級	看護部長の職務	看護部長
8 級	困難な業務を行う看護部長の職務	看護部長

別表第 3 (第 9 条第 2 項)

初任給基準表

1 一般事務職給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒業程度		1 級 40 号給
	短大卒業程度		1 級 32 号給
	高校卒業程度		1 級 24 号給
その他		中学卒	1 級 12 号給

2 医療職給料表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学 6 年卒	2 級 32 号給
	大学 4 年卒	2 級 22 号給
管理栄養士	大学卒	2 級 22 号給
診療放射線技師	短大 3 年卒	1 級 39 号給
臨床検査技師	短大 2 年卒	1 級 36 号給
臨床工学技士		
理学療法士		
作業療法士		
言語聴覚士		
歯科衛生士		

3 医療職給料表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
看護師	大学卒	2 級 25 号給
	短大 3 年卒	2 級 22 号給
	短大 2 年卒	2 級 19 号給
准看護師		1 級 13 号給
助産師	大学卒	2 級 28 号給

保健師	短大3年卒	2級25号給
-----	-------	--------

別表第4（第9条第2項）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 学校教育法による大学の薬学に関する学科の卒業 (3) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所(同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業 (4) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (5) 海上保安大学校本科の卒業 (6) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業 (5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業 (6) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業 (7) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業 (8) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)による視能訓練士

		<p>学校又は視能訓練士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(9) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令(平成10年厚生省令第74号)で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年(高等専門学校にあっては、4年)以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(10) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	二 短大2卒	<p>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業</p> <p>(2) 学校教育法による高等専門学校の卒業</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(4) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(5) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(6) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所の進学課程(同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。)の卒業</p> <p>(7) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)による介護福祉士学校又は介護福祉士養成施設(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(8) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第1項第1号に規定する保育士(名称変更前の保母を含む。)を養成する学校その他の施設(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(9) 航空保安大学校本科の卒業</p> <p>(10) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業</p> <p>(11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	三 短大1卒	<p>(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
3 高校卒	一 高校専攻科卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	二 高校3卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
	三 高校2卒	<p>(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格</p>
4 中学卒	中学卒	<p>(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中学</p>

	部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
--	---

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第5（第9条第4項）

経験年数換算表

経歴		換算率
公的機関、民間企業等の 職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100 以下
	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		100/100 以下
技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務経験が直接役立つと認められる期間		50/100 以下

別表第6（第9条の2第2項）

職種	職務の級	給料の調整額
薬剤師	1 級	3,100
	2 級	4,000
	3 級	4,500
	4 級	4,800
	5 級	5,200
	6 級	5,600
	7 級	6,100
	8 級	6,900
診療放射線技師 臨床検査技師	1 級	6,200
	2 級	8,000
	3 級	9,000
	4 級	9,600
	5 級	10,400
	6 級	11,200
	7 級	12,200
	8 級	13,800
看護師		20,000

助産師		
-----	--	--

別表第7（第10条第1項）

1 一般事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18

31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	29
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	30
52	20	36	36	44	42	30	30
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	31	31
56	24	40	40	48	44	31	31
57	25	41	41	49	45	31	31
58	25	41	42	50	45	32	31
59	26	42	43	51	46	32	32
60	26	42	44	52	46	32	32
61	27	43	45	53	47	32	33
62	27	43	45	54	47	33	
63	28	44	45	55	48	33	
64	28	44	46	56	48	33	
65	29	45	46	57	49	33	

66	29	45	46	58	49	34	
67	30	46	47	59	50	34	
68	30	46	47	60	50	34	
69	31	47	47	61	50	34	
70	31	47	48	62	50	35	
71	32	48	48	63	51	35	
72	32	48	48	64	51	35	
73	33	49	49	65	51	35	
74	33	49	49	66	51	36	
75	33	49	49	67	52	36	
76	34	49	50	68	52	36	
77	34	50	50	68	52	37	
78	34	50	50	69	52		
79	35	50	51	69	53		
80	35	50	51	70	53		
81	35	51	51	70	53		
82	36	51	52	71	53		
83	36	51	52	71	54		
84	36	51	52	72	54		
85	37	52	53	72	55		
86	37	52	53	73	55		
87	38	52	53	73	56		
88	38	52	53	74	56		
89	39	53	54	74	57		
90	39	53	54	75			
91	40	53	54	75			
92	40	53	54	76			
93	41	53	55	77			
94		54	55	78			
95		54	55	79			
96		54	55	80			
97		54	55	81			
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				

101		55	56				
102		55	56				
103		55	57				
104		56	57				
105		56	57				
106		56	57				
107		56	57				
108		56	58				
109		56	58				
110		57	58				
111		57	58				
112		57	58				
113		57	59				
114		57	59				
115		57	59				
116		58	59				
117		58	59				
118		58					
119		58					
120		58					
121		58					
122		59					
123		59					
124		59					
125		59					

2 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1

8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2	1
19	1	3	7	3	3	3	1
20	1	4	8	4	4	4	1
21	1	5	9	5	5	5	1
22	2	6	10	6	6	6	1
23	3	7	11	7	7	7	1
24	4	8	12	8	8	8	1
25	5	9	13	9	9	9	1
26	6	10	14	10	10	10	2
27	7	11	15	11	11	11	3
28	8	12	16	12	12	12	4
29	9	13	17	13	13	13	5
30	10	14	18	14	14	14	6
31	11	15	19	15	15	15	7
32	12	16	20	16	16	16	8
33	13	17	21	17	17	17	9
34	14	18	22	18	18	18	10
35	15	19	23	19	19	19	11
36	16	20	24	20	20	20	12
37	17	21	25	21	21	21	13
38	18	22	26	22	22	21	13
39	19	23	27	23	23	22	13
40	20	24	28	24	24	22	13
41	21	25	29	25	25	23	14
42	22	26	30	26	26	23	14

43	23	27	31	27	27	24	14
44	24	28	32	28	28	24	14
45	25	29	33	29	29	25	15
46	26	30	34	30	30	25	15
47	27	31	35	31	31	25	15
48	28	32	36	32	32	26	15
49	29	33	37	33	33	26	16
50	29	34	38	33	33	26	16
51	30	35	39	34	34	26	16
52	30	36	40	34	34	27	16
53	31	37	41	35	35	27	17
54	31	38	42	35	35	27	
55	32	39	43	36	36	27	
56	32	40	44	36	36	28	
57	33	41	45	37	37	28	
58	33	42	46	38	37	28	
59	34	43	47	39	37	28	
60	34	44	48	40	38	29	
61	35	45	49	41	38	29	
62	35	46	50	41	38	29	
63	36	47	51	41	39	30	
64	36	48	52	42	39	30	
65	37	49	53	42	39	31	
66	38	50	54	42	40		
67	39	51	55	43	40		
68	40	52	56	43	40		
69	41	53	57	43	40		
70	41	53	58	44	41		
71	41	54	59	44	41		
72	42	54	60	44	41		
73	42	55	61	45	41		
74	42	55	61	45	42		
75	43	56	62	45	42		
76	43	56	62	45	42		
77	43	57	63	46	42		

78	44	57	63	46	43		
79	44	58	64	46	43		
80	44	58	64	46	43		
81	45	59	65	47	43		
82	45	59	65	47	44		
83	46	60	66	47	44		
84	46	60	66	47	44		
85	47	61	67	48	45		
86		61	67	48			
87		61	68	48			
88		61	68	48			
89		61	69	48			
90		61	70	48			
91		62	71	49			
92		62	72	49			
93		62	73	49			
94		62	73	49			
95		62	74	49			
96		62	74	49			
97		63	74	50			
98		63	74	50			
99		63	74	50			
100		63	74	50			
101		63	74	50			
102		63	74	50			
103		64	74	51			
104		64	74	51			
105		64	74	51			
106			74				
107			74				
108			74				
109			74				
110			74				
111			74				
112			74				

113		74				
-----	--	----	--	--	--	--

3 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	2
15	1	1	3	1	1	1	3
16	1	1	4	1	1	1	4
17	1	1	5	1	1	1	5
18	2	1	6	2	1	2	6
19	3	1	7	3	1	3	7
20	4	1	8	4	1	4	8
21	5	1	9	5	1	5	9
22	6	1	10	6	2	6	10
23	7	1	11	7	3	7	11
24	8	1	12	8	4	8	12
25	9	1	13	9	5	9	13
26	10	2	14	10	6	10	14
27	11	3	15	11	7	11	15
28	12	4	16	12	8	12	16
29	13	5	17	13	9	13	17
30	14	6	18	14	10	14	18
31	15	7	19	15	11	15	19

32	16	8	20	16	12	16	20
33	17	9	21	17	13	17	21
34	18	10	22	18	14	18	22
35	19	11	23	19	15	19	23
36	20	12	24	20	16	20	24
37	21	13	25	21	17	21	25
38	22	14	26	22	18	22	25
39	23	15	27	23	19	23	26
40	24	16	28	24	20	24	26
41	25	17	29	25	21	25	27
42	26	18	30	26	22	26	27
43	27	19	31	27	23	27	28
44	28	20	32	28	24	28	28
45	29	21	33	29	25	29	28
46	30	22	34	30	26	30	28
47	31	23	35	31	27	31	29
48	32	24	36	32	28	32	29
49	33	25	37	33	29	33	29
50	34	26	38	34	29	34	29
51	35	27	39	35	30	35	30
52	36	28	40	36	30	36	30
53	37	29	41	37	31	37	30
54	38	30	42	38	31	37	30
55	39	31	43	39	32	38	31
56	40	32	44	40	32	38	31
57	41	33	45	41	33	39	31
58	42	34	46	42	33	39	31
59	43	35	47	43	34	40	32
60	44	36	48	44	34	40	32
61	45	37	49	45	35	41	33
62	46	38	50	46	35	41	
63	47	39	51	47	36	42	
64	48	40	52	48	36	42	
65	49	41	53	49	37	43	
66	50	42	54	50	37	43	

67	51	43	55	51	38	44	
68	52	44	56	52	38	44	
69	53	45	57	53	39	45	
70	54	46	58	53	39	45	
71	55	47	59	54	40	46	
72	56	48	60	54	40	46	
73	57	49	61	55	41	47	
74	58	50	62	55	41	47	
75	59	51	63	56	41	48	
76	60	52	64	56	42	48	
77	61	53	65	57	42	49	
78	62	54	66	58	42	49	
79	63	55	67	59	42	50	
80	64	56	68	60	43	50	
81	65	57	69	61	43	51	
82	65	58	70	61	43		
83	66	59	71	62	43		
84	66	60	72	62	44		
85	67	61	73	63	44		
86	67	62	74	63	44		
87	68	63	75	64	44		
88	68	64	76	64	45		
89	69	65	77	65	45		
90	70	66	78	65	45		
91	71	67	79	66	46		
92	72	68	80	66	46		
93	73	69	81	67	47		
94	73	70	82	67			
95	74	71	83	68			
96	74	72	84	68			
97	75	73	85	68			
98	75	74	85	68			
99	76	75	86	69			
100	76	76	86	69			
101	77	77	87	69			

102	78	78	87	69			
103	79	79	88	70			
104	80	80	88	70			
105	81	81	89	70			
106	81	81	90	70			
107	81	81	91	71			
108	81	82	92	71			
109	82	82	92	71			
110	82	82	92	71			
111	82	83	93	72			
112	82	83	93	72			
113	83	83	93	73			
114	83	84	94	73			
115	83	84	94	73			
116	83	84	94	73			
117	84	85	95	74			
118	84	85	95	74			
119	84	85	95	74			
120	84	86	96	75			
121	85	86	96				
122	85	86	96				
123	85	87	97				
124	86	87	97				
125	86	87	97				
126	86	88					
127	87	88					
128	87	88					
129	87	89					
130	88	89					
131	88	89					
132	88	90					
133	89	90					
134	89	90					
135	89	91					
136	90	91					

137	90	91					
138	90	91					
139	91	92					
140	91	92					
141	91	92					
142	92	92					
143	92	93					
144	92	93					
145	93	93					
146	93	93					
147	93	94					
148	93	94					
149	94	94					
150	94	94					
151	94	95					
152	94	95					
153	95	95					
154	95						
155	95						
156	95						
157	96						
158	96						
159	96						
160	96						
161	97						
162	97						
163	97						
164	98						
165	98						
166	98						
167	99						
168	99						
169	99						

別表第 8 (第 14 条第 1 項)

年俸表

号給	月例年俸額	業績年俸額
1	5,040,000	2,100,000
2	5,100,000	2,125,000
3	5,160,000	2,150,000
4	5,220,000	2,175,000
5	5,280,000	2,200,000
6	5,340,000	2,225,000
7	5,400,000	2,250,000
8	5,460,000	2,275,000
9	5,520,000	2,300,000
10	5,580,000	2,325,000
11	5,640,000	2,350,000
12	5,700,000	2,375,000
13	5,760,000	2,400,000
14	5,820,000	2,425,000
15	5,880,000	2,450,000
16	5,940,000	2,475,000
17	6,000,000	2,500,000
18	6,060,000	2,525,000
19	6,120,000	2,550,000
20	6,180,000	2,575,000
21	6,240,000	2,600,000
22	6,300,000	2,625,000
23	6,360,000	2,650,000
24	6,420,000	2,675,000
25	6,480,000	2,700,000
26	6,540,000	2,725,000
27	6,600,000	2,750,000
28	6,660,000	2,775,000
29	6,720,000	2,800,000
30	6,780,000	2,825,000
31	6,840,000	2,850,000
32	6,900,000	2,875,000

33	6,960,000	2,900,000
34	7,020,000	2,925,000
35	7,080,000	2,950,000
36	7,140,000	2,975,000
37	7,200,000	3,000,000
38	7,260,000	3,025,000
39	7,320,000	3,050,000
40	7,380,000	3,075,000
41	7,440,000	3,100,000
42	7,500,000	3,125,000
43	7,560,000	3,150,000
44	7,620,000	3,175,000
45	7,680,000	3,200,000
46	7,740,000	3,225,000
47	7,800,000	3,250,000
48	7,860,000	3,275,000
49	7,920,000	3,300,000
50	7,980,000	3,325,000
51	8,040,000	3,350,000
52	8,100,000	3,375,000
53	8,160,000	3,400,000
54	8,220,000	3,425,000
55	8,280,000	3,450,000
56	8,340,000	3,475,000
57	8,400,000	3,500,000
58	8,460,000	3,525,000
59	8,520,000	3,550,000
60	8,580,000	3,575,000
61	8,640,000	3,600,000
62	8,700,000	3,625,000
63	8,760,000	3,650,000
64	8,820,000	3,675,000
65	8,880,000	3,700,000
66	8,940,000	3,725,000
67	9,000,000	3,750,000

68	9,060,000	3,775,000
69	9,120,000	3,800,000
70	9,180,000	3,825,000
71	9,240,000	3,850,000
72	9,300,000	3,875,000
73	9,360,000	3,900,000
74	9,420,000	3,925,000
75	9,480,000	3,950,000
76	9,540,000	3,975,000
77	9,600,000	4,000,000
78	9,660,000	4,025,000
79	9,720,000	4,050,000
80	9,780,000	4,075,000
81	9,840,000	4,100,000
82	9,900,000	4,125,000
83	9,960,000	4,150,000
84	10,020,000	4,175,000
85	10,080,000	4,200,000
86	10,140,000	4,225,000
87	10,200,000	4,250,000
88	10,260,000	4,275,000
89	10,320,000	4,300,000
90	10,380,000	4,325,000
91	10,440,000	4,350,000
92	10,500,000	4,375,000
93	10,560,000	4,400,000
94	10,620,000	4,425,000
95	10,680,000	4,450,000
96	10,740,000	4,475,000
97	10,800,000	4,500,000
98	10,860,000	4,525,000
99	10,920,000	4,550,000
100	10,980,000	4,575,000
101	11,040,000	4,600,000
102	11,100,000	4,625,000

103	11,160,000	4,650,000
104	11,220,000	4,675,000
105	11,280,000	4,700,000
106	11,340,000	4,725,000
107	11,400,000	4,750,000
108	11,460,000	4,775,000
109	11,520,000	4,800,000
110	11,580,000	4,825,000
111	11,640,000	4,850,000
112	11,700,000	4,875,000
113	11,760,000	4,900,000
114	11,820,000	4,925,000
115	11,880,000	4,950,000
116	11,940,000	4,975,000
117	12,000,000	5,000,000
118	12,060,000	5,025,000
119	12,120,000	5,050,000
120	12,180,000	5,075,000
121	12,240,000	5,100,000
122	12,300,000	5,125,000
123	12,360,000	5,150,000
124	12,420,000	5,175,000

別表第9（第23条第2項）

普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表

片道の使用距離	職員の区分	
	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
4 km未満	2,000 円	2,000 円
4 km以上 6 km未満	4,100 円	4,100 円
6 km以上 8 km未満	5,060 円	4,100 円
8 km以上 10 km未満	6,020 円	4,100 円
10 km以上 12 km未満	6,980 円	6,500 円
12 km以上 14 km未満	7,940 円	6,640 円
14 km以上 16 km未満	8,900 円	8,900 円
16 km以上 18 km未満	9,860 円	8,900 円
18 km以上 20 km未満	10,820 円	9,130 円

20 km以上 22 km未満	11,780 円	11,300 円
22 km以上 24 km未満	12,740 円	11,380 円
24 km以上 26 km未満	13,700 円	13,700 円
26 km以上 28 km未満	14,660 円	13,700 円
28 km以上 30 km未満	15,620 円	13,700 円
30 km以上 32 km未満	16,580 円	16,100 円
32 km以上 34 km未満	17,540 円	16,100 円
34 km以上 36 km未満	18,550 円	18,500 円
36 km以上 38 km未満	19,610 円	18,500 円
38 km以上 40 km未満	20,670 円	18,500 円
40 km以上 42 km未満	21,730 円	20,900 円
42 km以上 44 km未満	22,790 円	20,900 円
44 km以上 46 km未満	23,850 円	20,900 円
46 km以上 48 km未満	24,910 円	20,900 円
48 km以上 50 km未満	25,970 円	20,900 円
50 km以上 52 km未満	27,030 円	20,900 円
52 km以上 54 km未満	28,090 円	20,900 円
54 km以上 56 km未満	29,150 円	20,900 円
56 km以上 58 km未満	30,210 円	20,900 円
58 km以上 60 km未満	31,270 円	20,900 円
60 km以上	32,330 円	20,900 円

別表第 10（第 24 条第 2 項）
特殊勤務手当支給区分表

手当の種類	職員の範囲等		手当の単位	手当額
夜間看護等手当	管理夜勤に従事する助産師及び看護師	(1) 深夜の全部を含む勤務	1 回	15,000 円
		(2) 深夜における勤務時間が 4 時間以上の勤務		7,500 円
		(3) 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満の勤務		6,500 円
	理事長が指名した助産師及び看護師	(1) 深夜の全部を含む勤務	1 回	12,500 円
		(2) 深夜における勤務時間が 4 時間以上の勤務		6,300 円
		(3) 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満の勤務		5,400 円
	上記以外の助産師、看護師及び准看護師	(1) 深夜の全部を含む勤務	1 回	10,000 円
		(2) 深夜における勤務時間が 4 時間以上の勤務		5,000 円
		(3) 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満の勤務		4,300 円

夜間看護補助等手当	看護補助者が所定の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に従事したとき	(1) 深夜の全部を含む勤務	1 回	6,200 円
		(2) 深夜における勤務時間が 4 時間以上の勤務		3,000 円
		(3) 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満の勤務		2,600 円
放射線取扱手当	(1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命ぜられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき (2) 上記以外の職員が月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が 100 マイクロシーベルト以上であった場合における、その期間中の当該職員の従事した放射線業務		1 日	230 円
ヘリコプター搭乗救急医療手当	医師	職員が、ヘリコプターに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給 (1) ヘリコプターを用いた救急医療において、機内等で行う診療等の業務 (2) ヘリコプターを用いた患者搬送において、機内で行う診療等の業務	1 回	5,000 円
	医師以外			3,000 円
緊急対応手当	医師又は歯科	入院患者の病状の急変又は救急の外来患者等に対応するため、緊急の呼出を受けて登庁し診療等の業務を行った場合(ただし、正規の勤務時間以外の時間において救急診療の実施に備えて待機した場合は除く。)	1 回	4,000 円
	医師又は歯科以外			2,000 円
救急診療待機手当	医師又は手術室看護師及び准看護師、産婦人科病棟助産師及び看護師	職員である医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、看護師及び准看護師が正規の勤務時間以外の時間において救急診療の実施に備えて待機した場合(待機時間は、宿日直の勤務時間の例とする。)	1 回	4,000 円
	上記以外			2,000 円
救急診療待機特別手当	従事する時間が深夜の時間帯 従事する時間が深夜の時間帯以外の時間帯	医師及び歯科医師並びに救急診療の実施に備えて待機を命ぜられた職員が正規の勤務時間以外の時間において救急診療に従事した場合(ただし、管理職である者に限る。)	1 時間	第 25 条第 1 項の規定に準じた額

年末年始勤務手当	12月31日から翌年の1月3日までの間に勤務を命じられた職員		1日	3,000円
災害派遣手当	医師	地震などの自然災害、集団的に傷病者が発生する重大な事故及び武力攻撃災害において、県知事の派遣要請により、救命処置等の活動に従事した職員又は被害を受けた被災地で医療救護活動に従事した職員	1日	30,000円
	医師以外			20,000円
産業医手当	安全衛生管理規程第4条に基づき指名された産業医		1月	10,000円
夜間医師手当	医師及び歯科医師が正規の勤務時間として夜間業務に従事したとき		1回	30,000円
分娩待機手当	産婦人科の医師が正規の勤務時間以外の時間において分娩業務に備えて待機した場合（待機時間は、宿日直の勤務時間の例とする。）		1回	30,000円
正常分娩業務手当	産婦人科の医師が正常分娩業務に従事した場合	正規の勤務時間	1回	10,000円
		正規の勤務時間外	1回	15,000円
帝王切開業務手当	産婦人科の医師が帝王切開業務に従事した場合	正規の勤務時間	1回	20,000円
		正規の勤務時間外	1回	30,000円
看護業務手当	看護師長として勤務に従事したとき		1月	30,000円
	看護師及び准看護師として手術室勤務に従事したとき		1月	30,000円
職務負担手当	著しく負担のかかる職務に従事し、かつ、複数の人員を配置することができない職務に従事する者		1月	40,000円

別表第11（第31条第2項）
管理職手当を支給する職及び支給額

給料表	職務の級	職	手当の額
一般事務職給料表	8級	事務部長	72,000円
	7級	事務部長	64,800円
		参事	58,300円
	6級	課長	54,000円
		主幹	48,600円

医療職給料表(一)	8級	診療支援部長	72,000円
	7級	診療支援部長	64,800円
	6級	薬剤部長 栄養管理室長 技師長	54,000円
医療職給料表(二)	8級	看護部長	80,000円
	7級	看護部長	72,000円
	6級	副看護部長 上席看護師長	60,000円 54,000円
年俸表		副センター長	250,000円
		部長	200,000円
		事務部長	20,000円

別表第12 (第32条第2項)

管理職員特別勤務手当を支給する職及び支給額

給料表	職務の級	職	手当の額
一般事務職給料表	8級	事務部長	12,000円
	7級	事務部長	10,000円
		参事	
	6級	課長	8,500円
		主幹	
医療職給料表(一)	8級	診療支援部長	12,000円
	7級	診療支援部長	10,000円
	6級	薬剤部長 栄養管理室長 技師長	8,500円
医療職給料表(二)	8級	看護部長	12,000円
	7級	看護部長	10,000円
	6級	副看護部長 上席看護師長	8,500円
年俸表		副センター長	12,000円
		部長	
		事務部長	